

## パブリック・コメント手続（意見募集）結果

### 横須賀市人権施策推進指針改定（案）

平成 30 年（2018 年）12 月 26 日

横須賀市人権施策推進会議

問い合わせ先：市民部 人権・男女共同参画課  
電話 046-822-8219（直通）

## 「横須賀市人権施策推進指針改定（案）」に対するパブリック・コメント手続きの結果について

### 1 意見募集期間

平成30年（2018年）10月5日（金）～10月26日（金）

### 2 意見の提出者数と意見件数

6人の方から9件の意見提出がありました。

### 3 提出方法別の人数

文書2人、電子メール4人

### 4 項目別意見数

項目名	件数
第1章	—
第2章	—
第3章	9
第4章	—
その他	—
合計	9

### 5 提出された意見の概要及び横須賀市人権施策推進会議の考え方

#### 第3章関係

No.	意見の概要	横須賀市人権施策推進会議の考え方
1	<p>(P10) コラムの訂正内容について、かなテラス発行のものに近い下記書き方がよいのではないかと。</p> <p>5 社会的隔離 外出や、親族・友人との付き合いを制限する／メールを見たり、GPS機能で居場所をチェックしたり（デジタル暴力）、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視するなど</p>	<p>具体的な記述を入れた方が分かりやすいと考え、ご意見のように修正します。</p>

	<p>6 その他</p> <p>「おまえは家事だけやっていたらいいんだ」「この家の主は俺だ」等男性の特権を振りかざす／暴力をふるう原因が女性があると責任を転嫁する など</p>	
2	<p>(P14) 最新の計画である第7期計画の取り組みについても記した方がよい。</p>	<p>ご意見のように、第7期計画の取り組み内容を反映した書き方とします。</p>
3	<p>(P31) 相談窓口開設の際は、当事者以外でも相談できることをあわせて周知してほしい。</p>	<p>ご意見のように、相談窓口開設の際は、当事者以外の相談もできることを周知することを記載します。</p> <p>また、横須賀市人権施策推進会議から市に伝えます。</p>
4	<p>(P31)「行政文書等の不要な性別欄の削除を進めていきます」の部分で、本来、文書には不要なことは記載しないものなので、下記のような表現を検討してはどうか。</p> <p>① 「行政文書等の性別の記載は慎重にする。」</p> <p>② 「性別の記載は、必要な理由が明確な場合のみとする。」</p>	<p>性別欄は、時代の経過により、過去に必要と考えられていましたが現在は不要と考えられるようになったものがまだ残っている可能性があります。</p> <p>過去からのもの見直しの意味も含めて「不要な性別欄の削除を進めて」いくため、原文のままとします。</p> <p>引き続き、行政文書等の不要な性別欄の削除を進めるよう、横須賀市人権施策推進会議から市に伝えます。</p>
5	<p>(P31)「性的マイノリティに理解のある事業者等向けに性的マイノリティに理解のあることを表すレインボーステッカーを作成し配布」とあるが、配布に際しては、事業者等が性的マイノリティについて一定ラインの基本的な知識を有しているという「理解のある」ことに対する基準を設けてほしい。</p>	<p>レインボーステッカーについては、十分な認識を持ち、本人の気持ちに寄り添った対応ができる事業者に配布できるよう、ご意見を参考に具体的な方法について検討するよう、横須賀市人権施策推進会議から市に伝えます。</p>

	<p>その上で事業者等には明瞭なカミングアウトがなくても、本人の真摯な希望にできるだけ寄り添ってもらえるようにしてほしい。</p>	
6	<p>(P31) 現状、戸籍上の同性カップルの共同名義で住宅ローンが組めないが、禁じている法律などがあるわけではなくこれまでの慣習だといわれている。金融機関への啓蒙を検討してほしい。</p>	<p>現在、性的マイノリティに関する正しい知識や理解促進のため、ホームページや啓発リーフレットでの情報発信、医療機関や学校向けの講座などを行っています。</p> <p>今後、金融機関のみならず多くの事業者に対しても啓発を行う方法を検討するよう横須賀市人権施策推進会議から市に伝えます。また、「P31 3 正しい知識の周知」の記述を、「～市民や多くの事業者等を対象とした人権セミナーを開催します。」と修正します。</p>
7	<p>(P32) 「恋愛の多様性は、LGBなど～」は「LGBT」ではないか。</p>	<p>恋愛対象の性的指向を表した記載のため、T（トランスジェンダー）を除いたLGBとしています。そのため、原文のままとします。</p>
8	<p>(P38) 避難者に対して風評被害があったことは間違いなく、以下の一文を加えたほうが、より人権問題に関しての意識が高まると考えられる。</p> <p><b>【修正案】</b></p> <p>原子力発電所の事故により、現在も多くの方々が避難生活を余儀なくされ、避難している人々への風評に基づく心無い嫌がらせも発生しました。</p>	<p>ご意見のように、避難者への風評に基づく心無い嫌がらせがあった旨の記述を追加します。</p>
9	<p>(P38) 改定案だと「同じ環境下」の意味が不明である。仮に避難所における環境下だとしても、その後の</p>	<p>障害者、高齢者を含めた福祉避難所の設置の必要性が広く求められていることから原文のままとします。</p>

<p>文は災害時で無くてもいえることである。</p> <p>避難所は避難者が主体的に運営することを想定しており、改定案の表現は市が運営主体の視点で記載しており、修正が必要だと考える。</p> <p>また、次の「女性や～」の一文についても、避難者は皆、自宅が倒壊するなど、心のケアが必要であり、避難者全員の人権に配慮した表現に修正する必要があると考える。</p> <p><b>【修正案】</b></p> <p>そこで、災害に備えて地域との連携を図り、災害に伴う人権について、日頃からの心掛けなどの周知・啓発を行うことが必要です。また、避難所での生活は、人によって安心の度合い、必要な支援が違うことを避難者全員が理解し、運営することが望ましいです。</p>	
--	--